

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京担当部会)

令和2年12月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000345号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000111号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成30年2月1日から平成29年12月21日に訂正し、平成29年12月及び平成30年1月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成29年12月21日から平成30年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月21日から平成30年2月1日まで

A社に、平成29年12月21日から令和元年12月25日まで勤務し、社会保険には入社時点で加入するという約束であったが、厚生年金保険の加入記録がないことを知ったため、事業主に手続きをするよう申し入れたものの進展が見られず、令和2年3月13日、年金事務所に確認請求を行った。平成30年2月1日以降の期間は記録が訂正されたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社における平成29年12月21日付けの請求者に対する労働条件通知書、預金通帳の写し及び同社事業主との通話アプリの記録により、請求者は同社に同年12月21日から継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社の事業主は、請求者については社員ではなく、外部委託であったことから厚生年金保険料は控除していない旨陳述しているところ、上記預金通帳の写し及び同社事業主との通話アプリの記録において、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できない。

しかしながら、上記労働条件通知書、日本年金機構の回答及び請求期間後の雇用保険の加入記録から判断すると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成29年12月21日であると認められ、請求期間の標準報酬月額については、32万円とすることが必要である。

なお、請求期間については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000388号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000045号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで12回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付することはできない(コンビニエンスストアでの納付は、平成16年2月開始)こと、iv) 請求期間は合計で*か月であり、行政機関がこれほ

どの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで12回通知されている。

今回、請求者は、前回同様、納付場所について、少なくともコンビニエンスストアではないとしながらも、請求期間の国民年金保険料を納めてきたとして、13回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の国民年金保険料の納付に関して新たな事情も認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000442号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000112号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の記録がない。退職日は平成13年5月31日であり、会社が喪失日の記入ミスをしたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のA社に係る離職年月日は平成13年5月30日であり、オンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、請求対象事業所の元事業主は、請求者が月末まで勤務していたと記憶していない旨回答しているところ、請求者は、同僚に対する照会を希望しておらず、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。